

月刊 労運研レポート No. 52

2018年10月10日号

〈巻頭言〉 憲法改悪を必ず阻止しよう！	高田 健	2P
会計年度任用職員の要求づくり試案	三澤 昌樹	4P
ファストフード労働者世界連帯行動 2018@渋谷	河添 誠	7P
単産大会報告		8P
全日建近畿地本-8、自治労-9、全港湾-10		
第39回全国地区労交流会をいわきで開催	事務局	11P
第1回実行委員会開催のご案内		12P

■発行・労働運動研究討論集会実行委員会(労運研)

(東京都大田区蒲田 5-10-2 日港福会館 4F 全日本港湾労働組合中央本部気付)

■発行責任者・伊藤 彰信

■<http://rounken.org/>

■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会

■ゆうちょ銀行 018(店名) 普 0673522 労働運動研究討論集会実行委員会

■電話・FAX 03-3894-6620 ■mail roukenj2014@yahoo.co.jp

< 巻頭言 >

憲法改悪を必ず阻止しよう！

高田 健（総がかり行動実行委員会共同代表）

● 沖縄県知事選挙の結果から考えること

沖縄県知事選は辺野古新基地建設反対を真正面に掲げてたたかった玉城デニーさんが文字通り「圧勝」した。政府・権力の全面的支援を受けた相手候補に8万票差をつけ、沖縄県知事選では過去、最多の得票数だった。自公与党の力任せの組織戦とネトウヨらの異常な中傷攻撃を跳ね返したたたかいだった。政府はこの民意を尊重して辺野古新基地建設はやめるべきだ。

今回のたたかいは先の名護市長選、新潟県知事選などの敗北の経験から学び、オール沖縄の力を十分に発揮した選挙戦だった。玉城候補は新基地建設に反対し、「イデオロギーよりアイデンティティ」を唱え、「誇りある豊かな沖縄」の政策を掲げて、堂々と民意を問い、圧倒的な支持を得た。このたたかいを支えた立憲野党の共闘は、来年の参院選の1人区での野党共闘の勝利の可能性も確信させた。

● 自民党総裁選で考えること

沖縄県知事選に先立って行われた自民党総裁選での投票の結果を見ると、自民党员の中には安倍体制への批判や不満が驚くほど根強く存在することがはっきり示されている。

露骨な脅し、すかしも駆使して現職国会議員票では圧勝したとはいえ、党员・党友票では、現職首相という有利な立場にあるにも関わらず、投票数の55%の35万余票だった。しかも、党员・党友票の数は104万2647人で投票率が61・74%だった。約4割に近い党员・党友が投票しなかった。これがいわゆる名前だけの「幽霊党员」の故か、あるいは「安倍批判」の故かはわからないが、安倍総裁を支持しなかったことは明白だ。いずれにしても安倍氏の得票数の35万5497票は自民党の党员・党友の34%にすぎないということだ。安倍首相が勝利したとはいうものの、全自民党员・党友の3分の1にしか支持されていない。なんと、お寒い「勝利」であることか。これは虚構の「安倍1強体制」の「終わりの始まり」なのではないか。

麻生派は総裁選に先立って「2019年参院選前の国民投票」の実施という政策提言を行い、安倍首相はそれを受け入れた。第4次安倍内閣の布陣も、一部メディアからは「改憲ソフト」といわれている。安倍首相は秋の臨時国会に自民党の改憲案を出し、通常国会でできるだけ早く改憲発議をして、国民投票に持ち込む魂胆だが、これを実現する可能性は極めてタイトだ。

当初、自民党は昨年段階で自民党改憲案の審議と今年の通常国会での改憲発議を実現しよ

うとした。しかし、改憲案の昨年中の取りまとめには失敗した。今年3月の党大会で、9条での自衛隊明記など「改憲4項目」(①9条改憲、②緊急事態条項、③合区解消、④教育の充実)の条文素案(たたき台)を発表したが、自民党内でも石破派などの異論があり、自民党主導の改憲には公明党が及び腰で、自公与党でもまとめられない。

196通常国会での改憲手続法の一部修正を呼び水に、憲法審の再起動を企て、改憲論議をすすめようとしたが失敗した。秋の臨時国会の憲法審査会は、自民党改憲案の議論からではなく、この改憲手続き法案の修正問題から始めざるをえない。すでに立憲民主党の枝野代表はこの法律の修正は少なくとも次期通常国会一杯はかかるといっている。

安倍首相は自民党総裁選で改憲ムードの盛り上げを図ったが、石破派の善戦で思ったほどに盛り上がらなかった。このまま秋の臨時国会に自民党改憲案を提出するとしても、世論の支持は極めて厳しい。共同通信社の9月20～21日の世論調査でも提出に「反対」が51.0%、「賛成」が35.7%だ。政策課題の緊急性も改憲は最下位だ。世論は改憲を求めている。

臨時国会に自民案を提出するとしても、年内発議どころか審議さえも絶望的となった(2カ月弱しかない臨時国会で改憲発議は無理)。無理やり強行採決すれば、つづく改憲国民投票に不利で、安倍首相らは負ける可能性が大きい。安倍政権側は国民投票で勝利を確信できるときにしか、改憲発議はしない。

安倍首相は引き続き次期通常国会での改憲発議、国民投票を目指している。日程的にはほとんど不可能だ。通常国会での予算案審議が優先する。3月末には統一地方選が控えている。4月末には天皇代替わり行事と大型連休に入る。改憲手続法(いわゆる国民投票法)では国民投票運動期間は60～180日と定められている。国民投票実施はこの後だ。7月は参院選だ。

安倍首相は前のめりだが、すでに一部の右派メディアは、本格論議は参院選後、発議は2020年夏の東京五輪以降にずれ込む公算が大きいと報道し始めた。安倍首相も国民投票の結果と政局は連動しないなどと、失敗した場合の伏線を張り始めた。

● 安倍9条改憲の根拠が崩れた

昨年、解散・総選挙で「国難」突破を呼号した1つの柱、「北朝鮮の核・ミサイルの危機」が溶解した。朝鮮半島の南北首脳会談と米朝首脳会談は北東アジアの平和に歴史的な変化をつくり出した。東西冷戦の名残の北東アジアで、冷戦終結の希望がでてきた。韓国の民衆のキャンドル革命が切り開いた歴史的な局面だ。安倍首相は朝鮮半島の危機を「国難」とあおりながら、日米軍事同盟の強化と「戦争する国」づくりのための改憲を推進してきたが、朝鮮半島の対話機運の進展の中で、全くの蚊帳の外におかれ、おずおずと「対話」を模索している。

日朝問題の解決のためには2002年の「平壤宣言」に立ち返り、日朝国交の正常化。

北東アジアの平和への流れは、多少のジグザグこそあれ、進んでいく。憲法9条を生かして、北東アジア非核兵器地帯構想の実現へ(朝鮮半島の非核化+非核3原則国是の日本)の可能性が開けてきた。韓国も日本も米国の核の傘から離脱しなくてはならない。非核兵器地帯構想は夢ではなく、世界の主流だ。すでに①トラテロルコ条約(中南米33カ国)、②ラロ

トンガ条約（南太平洋16カ国）、③バンコク条約（東南アジア10カ国）、④ペリンドバ条約（アフリカ42カ国）、⑤中央アジア条約（5カ国）、⑥モンゴル、などなど、世界の計107カ国が宣言している。

● 安倍政権の退陣をめざして

極右改憲派は安倍晋三に改憲の望みを託している。「改憲」は安倍政権の命綱だ。ほとんどが日本会議系で固められた第4次安倍内閣が「改憲」に失敗すれば、安倍政権はその支持基盤である右派から見捨てられるだろう。

臨時国会で森友・加計疑惑や第4次政権閣僚らのトンデモ発言など、引き続き安倍政権の不正・腐敗を暴いていくたたかいがつづく。だから安倍首相は国会を開きたくない、しかし改憲案は審議したい、という自家撞着だ。

市民の側は院内外の運動の連携で改憲発議ができない状況（国民投票で負けるかも、という状況）に追い込んで行く必要がある。参議院選挙まで改憲を発議させないで、参院選での野党共闘で3分の1以上の議席を獲得し、改憲発議を破産させる。立憲野党＋市民で政治を変えるたたかいだ。

運動の決定的要素は、3000万署名を軸にした市民運動により、安倍改憲に反対し、戦争に反対する世論を大きくつくることだ。それによって与党を揺さぶり、野党を結束させ、国会審議の動向に決定的な影響を与える事ができる。

「国民投票で勝負する」のではなく、国会での改憲発議を阻止し、自民党など改憲派による国民投票を阻止する事が大事だ。私たちは世論を高め、改憲派が改憲発議しても勝てそうもないと思うような状況、改憲発議ができない状況を作りだすことを目指したい。

会計年度任用職員の要求づくり試案

三澤 昌樹

（練馬区非常勤職員労働組合特別執行委員）

2020年4月の会計年度任用職員制度の発足に向けて残された時間もわずかになりました。多くの自治体での条例化は2019年の年明け議会で行われると考えられています。それにも関わらず、自治体当局自体が、「総務省が厄介なことを勝手に決めて迷惑している」といった責任転嫁と、総務省や都道府県の指示待ち、他自治体の様子見に終始し、またこの本質を理解せず、「現行制度や財政への影響を極力少なくしたい」だけに固執して、遅々として交渉の進展も見られないという自治体も多いのではないかと思っています。その責任は臨時・非常勤職員の問題に対して、きちんと当局に対峙し取り組むことをせず、こうした自治体当局を生み出した労働組合にも問われているのだと自戒を込め感じているところです。

とはいえ会計年度任用職員制度の骨格はこの秋に決めなければなりません。まさに待ったなしです。この秋の2018確定期の闘いが山場になります。「当事者抜き交渉」はありえないことを肝に銘じ、臨時・非常勤職員の組織化に一層尽力することが求められています。それと同時に臨時・非常勤職員の抜本的な処遇改善を目指し積極的に会計年度任用職員制度構築への具体的要求を当局に対してぶつけ、制度設計をリードし腰の重い自治体当局を動かしていく必要があります。

今回は厚労省の「同一労働同一賃金ガイドライン」の考え方を踏まえ、自治体労働要求モデルと先進的に取り組んでいる自治体労働組合の経験を加味して要求私案を作成しました。それぞれの自治体労働組合が臨時・非常勤の組織と一緒に実情にあった独自の要求書を作成し自治体当局にぶつけていくことが大切です。その一助になればと考えています。検討願えれば幸いです。

会計年度任用職員制度創設にあたっての要求（試案）

1. 臨時・非常勤職員の会計年度任用職員制度への移行にあたっては現在配属されている臨時・非常勤職員の本人希望に基づき任用を継続すること。
2. 労働者性の高い臨時・非常勤職員の会計年度任用職員への移行については、常勤職員、もしくは会計年度任用職員に移行し雇用継続すること。
3. 常勤職員の勤務実態に近い臨時・非常勤職員の職は常勤職へ移行し現に担っている職員を常勤職員へ移行すること。
4. 会計年度任用職員はフルタイムでの任用を基本とすること。
5. 適正な任用・勤務条件の確保という法の趣旨に沿って処遇の改善を図ること
6. 会計年度任用職員制度移行に際し業務の委託、派遣職員の導入や指定管理制度の導入などで臨時・非常勤職員の職を奪わないこと。
7. 会計年度任用職員の新規の採用にあたっては選考採用（面接、書類選考等）とし、これまで同様の取り扱いとすること。また再度の任用の上限を設けないこと、設けている場合には撤廃すること。
8. 年度ごとでの雇用の切断をせず、適切に技術と経験の蓄積、継承ができる安定した任用を確保するため研修と人事評価制度を重視した選考をおこなうこと。
9. 会計年度任用職員の給料は労働組合との協議を踏まえたものとする。
10. 会計年度任用職員の給料については、常勤職員（任期の定めのない常勤職員いわゆる「正規職員」）と同一基準での運用（給料表の適用、前歴加算）とし、職務内容を踏まえて均衡・権衡させること。
 - ① 類似する職務の常勤職員に適用される給料表を使用すること。
 - ② 給料の決定にあたっては初任給基準を行政職一表高卒初任給水準以上とし、学歴・免許をよび職務経験等に基づく調整（前歴加算）を行うこと。その他の給料表が適用の場合は、それぞれの初任給基準を参考とし決定すること。
 - ③ 職務の級については、等級別基準職務表や在職期間表に基づき位置づけること。また現行の職務経験も加えて決定すること。

- ④ 短時間会計年度任用職員の報酬は、常勤職員やフルタイム会計年度任用職員との均衡の観点から、基準額（フルタイム職員の場合の給料額に相当）に手当相当額を加え、勤務時間数に応じて支給すること。
- ⑤ 常勤職員に準じ昇給を1年4号給させること。
- ⑥ 現行月額報酬水準を上回る給料・報酬水準とすること。
- 1 1. 会計年度任用職員の給料表は昇格が想定されていないため通し号俸とすること。
- 1 2. 任期6ヶ月以上のすべての会計年度任用職員に期末手当を支給すること。期末手当は最低でも、常勤職員の支給月数（現行2.6月）を支給すること。再度の任用の場合には、在職期間が継続しているものとして期末手当を支給すること。期末手当支給が既に達成済みの場合には勤勉手当を支給すること。
- 1 3. 常勤職員との均衡を基本として、勤勉手当、地域手当、特勤勤務手当、へき地手当、特殊勤務手当、農林業普及指導手当、災害派遣手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職特別勤務手当を支給すること。また常勤職員との均衡の観点から寒冷地手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当を支給すること。
- 1 4. 短時間会計年度任用職員の報酬の設定にあたっては報酬の基本額に手当に相当する金額を加えて支給すること。
- 1 5. 要件を満たす会計年度任用職員に対して退職手当を支給すること。短時間会計年度任用職員については、退職手当の相当分を報酬または退職報償金として支給すること。
- 1 6. 常勤職員との権衡に基づき、常勤職員と同等の休暇等を制度化すること。無給休暇に関しては常勤職員が有給のものは有給とすること。
- 1 7. 要件を満たす会計年度任用職員の共済、社会保険および労働保険の加入を確実に行うこと。
- 1 8. 新設される「条件付き期間」の取り扱いについては十分労使協議を行い慎重に対処すること。
- 1 9. 会計年度任用職員の配置については各職場の実態を踏まえ労使協議を行い一方的な配置は行わないこと。
- 2 0. 会計年度任用職員の人事評価制度は各職場の実態、業務内容等を踏まえ機械的な適用を行わないこと。
- 2 1. 臨時・非常勤職員の会計年度任用職員制度への移行にあたっては、現行の臨時・非常勤職員の職名、職務内容に変更を加える場合には労使協議を行うこと。

以上

ファストフード労働者世界連帯行動2018@渋谷

河添 誠
(最低賃金大幅引き上げキャンペーン事務局)



アメリカの「最低賃金時給15ドル」をめざす運動からの呼びかけで、10月4日(木)に「ファストフード労働者世界連帯行動2018」が取り組まれた。日本の最低賃金大幅引き上げキャンペーンも、呼びかけに応じて東京・渋谷センター街での練り歩き&マクドナルド店舗前街宣をおこなった。

アメリカでは、マクドナルドでのセクハラ防止策の不備を訴える運動とも連携しながら時給引き上げの運動が取り組まれている。#Me Too 運動と労働運動とが繋がって大きな展開を見せている。さらに、低賃金で働かせて社会的批判を受けてきたアマゾンに対しての運動も強化され、アマゾン経営者が全米で働く労働者に対して「最低時給15ドル(約1700円)」を約束するまでになっている。

今回の行動は、アメリカでの低賃金告発の大きな盛り上がりのなかで行われた。その様子については、ツイッターアカウント @fightfor15 で写真や動画を見ることができる。

今回の日本での行動は、急遽、呼びかけたものであったが、平日の昼間にもかかわらず20名の参加があった。日本を代表する観光地にもなっている東京・渋谷のスクランブル交差点の脇の渋谷センター街に集まり行動を開始した。日本のマスメディアの取材はなかったが、複数の海外メディア、英語メディアの取材を受けた。渋谷センター街は、飲食店などで働くパート・アルバイト労働者が多いところで、反応はきわめてよかった。ラーメン屋で働く女性店員は、興味深そうに店の外に出て練り歩きを眺めていた。時給は980円だそうである。都心の繁華街なので、やはり高めではあるが、「時給1500円をめざしているのですが、どうですか？」と声をかけると「いいですね」という反応であった。通りがかった男子高校生は、「バイト代上げろー」と叫んで通って行った。

マクドナルドの店舗前では、横断幕を広げてアピール行動をおこなった。世界的な連帯を示す行動として大いにアピールできた。外国人観光客も写真を撮っていた。

私たちは、この行動を「いますぐどこでも最低賃金時給1000円に!時給1500円をめざして」という日本の最賃大幅引き上げの運動とつなげておこなったが、その反応もよかった。今後とも、国内外の運動と連携しつつ、日本でも最低賃金時給1500円をめざしていきたい。

単産大会報告

全日建近畿地本 第35回定期大会

9月23日(日)「学働館・関生」で第35回定期大会を開催しました。冒頭、杉原執行委員の音頭で「インターナショナル」を参加者全員で斉唱し、開会司会の色見副委員長から大会議長など大会諸役員を予め準備していることを提案、代議員の拍手で承認され、議長に生コン支部荒川代議員、トラック支部樋渡代議員を選出し定期大会が始まりました。



資格審査委員長の大会成立宣言を受け主催者を代表して垣沼地本執行委員長があいさつ、「東アジアの平和構築に向けて朝鮮半島では、朝鮮民主主義人民共和国(略・共和国)と大韓民国(略・韓国)が9月に3度目の南北首脳会談が開催され、板門店宣言に続いて平壤宣言が締結され朝鮮半島での戦争行為の中止と非核化が促進されました。一方、安倍首相は、日朝交渉の糸口を探ろうとしています。一方、安倍首相は、制裁一辺倒の対応では共和国との対話の兆しすら見えません。憲法改悪では第9条に3項を加筆して「自衛隊を明記する」と発言し、秋の臨時国会で改憲手続き法の改正(案)を提案し、来年春の通常国会では改憲草案を発議するとしています。私たちは、この改憲策動に反対の声を上げていきます。

「働き方改革」では、高度プロフェッショナル制度の導入で残業代ゼロ法が成立し、過労死基準の上限基準を超える労働時間規制では、自己責任にさせられる危険性が高まりました。法を悪用させないために注視しなければなりません。

最後に生コン支部に対して国家権力による弾圧が続いています。とくに大阪広域生コン協組とヘイト(差別排外主義者)集団が結託して労働組合である生コン支部を「反社会集団」に仕立て上げようと攻撃を強めています。8月9日以降現在まで役員を含めて20名が逮捕・勾留されています。私たちは、中小企業と労働組合が生コン業界再建へ中小企業協同組合法に則ったりゼネコンとの対等取引関係の確立に向け取り組むと共に、弾圧を許さず闘っていくことを表明します。」と締めくくりました。

来賓あいさつは、立憲民主党、社民党、新社会党、労働党代表や大阪全労協はじめ各労働組合代表から、大阪平和人権センター理事長など市民運動から激励と連帯のあいさつを受けました。とくに、今回の権力弾圧への憤りと支援の声が寄せられました。

昼食休憩のあと、18年活動経過報告と19年度運動方針(案)を西山書記長が提案し、満場一致で成立しました。また、18年度会計報告・監査報告及び19年度予算(案)及び年間スト権、役員改選などの議案も可決成立しました。組織拡大15000人実現はじめ、3本の決議を採択し、大会宣言、大会スローガンも承認、最後に広瀬副委員長の閉会あいさつを受けて、垣沼委員長の団結がんばろーで大会は終了しました。

自治労 第91回定期全国大会

自治労は8月23、24の両日、岐阜市で第91回定期全国大会を開催、「当面の闘争方針」をはじめ4本の議案を賛成多数で可決、決定した。今大会は、昨年（2017年）の第90回定期大会（新潟大会）において2018-19年度の運動方針が決定されているため、「中間年大会」であり、2018年度の運動の総括と「当面の闘争方針」に加え、2020年度からの「会計年度任用職員制度の確立にむけた統一对応」についても方針を確認した。

冒頭のあいさつで川本淳委員長は、「人事院は8月10日、月例給を655円（0.16%）、一時金を0.05月引き上げる勧告をした。5年連続の引き上げであり、組合員の期待に一定程度応える勧告」とした上で、「働きかた改革が成立し、人事院は公務における長時間労働の是正に向けて、命ずることのできる上限時間を人事院規制で定めるとしている。どれだけ長時間労働縮減にむけて実効性を担保できるか、職場における人員確保、36協定締結・遵守などの取り組みの強化が必要だ」などと述べた。

組織課題については、「組合員の減少が続いている。行革による公務員総数減に加え新規採用者の組織率低下が大きな要因だ。少子・高齢化社会における地域の公共サービス充実と担い手の処遇改善のため、組合員数減少を食い止める」などと述べ、運動の底上げを訴えた。

臨職・非常勤等職員の問題について、「自治体職場でも64万人を超える臨時・非常勤等職員の雇用安定と同一労働同一賃金の実現に向け、産別統一闘争を展開するとともに、目標としてきた10万人組織化を加速させよう」と訴えた。また、「2020年度からの会計年度任用職員制度について、条例制定や単組での組織化は浸透していない」と取り組み強化を呼びかけた。

参加代議員からは、経過報告に対して19本、議案に25本の発言があった。

西日本豪雨災害直後の大会となったこともあり、復興事業を担う自治体職場の責任は重大であり、人員減の中、公共サービス低下をさせないよう日夜奮闘している状況が報告された。また、高齢化・人口減少が進む中、地域公共交通を守る取り組みや、上下水道民営化の動きに反対し、安心安全の水事業を守る運動の強化が訴えられた。

賃金・労働条件の改善、定年延長の実現、長時間労働の是正に向けた取り組み強化では、「職場では労災死、長時間労働が原因での死亡などの実態がある。定年延長についての意見の申出もされているが60歳まで働き続けられるのか。また、賃金7割は問題であり、総務省対策を強化してほしい」などの要望が出された。本部からは「賃金は8割以上を求めている。さらなる検討を進め公務労協などと連携して定年引き上げを求めていく。制度化については、地方も遅れることのないよう労働環境整備を含めて総務省対策を強化していく」と答弁があった。

反戦・平和・脱原発、辺野古基地建設反対の取り組みについても、「憲法改悪は断固阻止」「イージス・アショアの配備計画反対」（山口・秋田）「東海第二原発の再稼働反対」（茨城）、「オスプレイの配備反対」（神奈川・佐賀）などが報告された上で、取り組み支援を要請する発言が多く出された。本部からは「各県本部や平和フォーラムと連携し運動を強化する」などの答弁があった。

全港湾 第89回定期全国大会

9月12日、13日沖縄県那覇市で、全日本港湾労働組合（全港湾）第89回定期全国大会が、約300人の代議員、傍聴などの参加で開催された。今大会は隔年で行われる役員改選の大会で、次の時代に向けた新体制の出発式でもある。そして、重要局面を迎えていた沖縄での開催ということでも意義ある大会だった。



若返った指導部

大会では、真島新委員長、大野・鈴木副委員長、松永書記長、諸見書記次長が圧倒的多数で信任された。50代、40代の若々しいエネルギーに満ちた三役、20名の中執も40代がほとんどで、大会代議員にいたっては30代も多く平均年齢でも40代前半である。全港湾は大幅に世代交代が進んだのである。

大会議論は、全国港湾を主体とした産別運動の取り組み、三単産をはじめとしたたかかう労働運動再建、政治闘争の強化について50名にも上る代議員からの発言があった。いずれも建設的な意見であり、新体制の基盤強化につながるものである。

政党支持の自由から政治闘争の強化

新年度の方針として特徴的だったのは、政治闘争に関する議案の中で、「政党支持の自由」という文言を削除したことである。もちろん、「政党支持の自由」は憲法に基づく国民の権利であることに異論をはさむものではない。しかし、1990年代に運動方針に「政党支持の自由」が明記されて以降、全港湾の選挙闘争の取り組みが後退し、組合員の政治意識の低下が進んできているという指摘が多くなったのである。「政党支持の自由」という文言が、選挙闘争をたたかわないことを正当化させ、労働組合の政治闘争を形骸化させる結果となってきたのではないだろうか。組合員の政治意識の低下について、「近年の若者の意識の政治離れ」などということを経由にするが、あたっていない。また、青年労働者が学習会に参加しないなどの指摘もどうであろうか。

わたしたちの青年時代も、決して学習に熱心に参加したから、政治意識が高かったわけではない。しかし、多くの青年労働者が政治に興味を持ち、政策などの学習をした。それは、選挙闘争をたたかっていたからだと思う。そもそも、学習会で「政治理論」や「政策」の学習をするより、「なぜ現在の政治が悪いか」を説明できなければ選挙運動はできないので、必要に迫られて学習をしてきたという記憶がある。選挙の取り組みで「もう一票」をお願いをするためには、相当な政策論争もあるし、政治情勢の理解も必要である。

「政党支持の自由」から「政治闘争、選挙闘争の強化」を強調することによって、組合員一人一人が選挙運動を通じて、学習の必要性に迫られることになる。現在、全港湾でも選挙闘争をしっかりと取り組んでいる地域の青年部は、比較的意識が高い。組織全体で政治闘争、選挙闘争を強化することが、組合員の政治意識を高めることにつながるだろう。

労働組合の企業内化は、政治闘争の否定から始まる。選挙闘争の強化は、企業内活動からの飛躍に極めて重要な役割を持つとおもう。

第 39 回全国地区労交流会をいわきで開催

福島県いわき市小名浜で第 39 回全国地区労交流会が、全国各地から 180 名の参加で開催された。今回の開催地は、当初、沖縄が予定されていたと聞いている。しかし、安倍政権によって原発事故が過去のものとなれ、原発の海外輸出がすすめられ、多くの原発が再稼働されようとしているなかで、福島開催となったようである。

今回、実行委員会を担った小名浜地区労は、現在 13,000 名、25 労組が加入している。地区労執行部は、中小労働組合にたいする相談、争議指導など総評時代からの地区労運動を継承し頑張っている。しかし、厳しい財政状況の中で、運動の規模、内容も縮小していることは否めない。ともかく、今回の全国地区労交流集会の地元開催を担うことを通じて、さらなる飛躍を目指している。

今回の交流集会では、福島原発告訴団（被団連）の武藤涙子さんの講演、小名浜地区労からの報告、新潟の柏崎雁は原発反対のたたかいからの知事選の報告、沖縄の辺野古新基地反対闘争と沖縄知事選の現況報告につづき、JAL の不当解雇撤回闘争支援も提起された。そして、二日目の大型バス二台による原発事故被災地のフィールドワークと内容は盛りだくさんだった。

ただ、小名浜への交通機関が不便であることから、初日の開催が 2 時からとなり、二日目がフィールドワークだったことにより、残念ながら、分科会、分散会や討論の時間がとれなかったことに不満が残った。その分、夕食懇親会やその後の「部屋飲み」での討論が盛り上がったことは言うまでもない。懇親会には、恒例により全国の地区労自慢の大小 50 本以上の酒が持ち込まれ、美酒と議論を大いに満喫した。

もう一つの特徴は、積極的に、地区労運動を広げる取り組みが行われたことである。地元地区労は、昨年 11 月実行委員会を立ち上げた後、地区労内の奉加帳カンパを取り組み、県平和フォーラム、地方労をはじめとした労働団体への要請行動を取り組んできた。また、東北各県の平和労組、平和センターへの取り組みを行ってきた。

その結果、県組織では福島平和フォーラムのあいさつがあり、山形、岩手の平和労組からの参加があった。実行委員会財政は各県平和労組や労働団体の支援によって確立することができた。そして、各県の平和労組、平和センターへの参加要請を行ってきた全港湾東北地本の各県の支部から、「参加の願いをしてきたわれわれ自身が参加しないわけにいかない」として総勢 30 数名が参加した。全港湾東北地本にとっても、全国地区労交流会の取り組みを通じて、組織内だけの運動からの飛躍のきっかけになるのではないだろうか。

最後に、来年、沖縄での開催を確認した。辺野古新基地反対を掲げて圧勝した玉城知事の沖縄での再会が楽しみである。

第7回労働運動研究討論集会の開催に向けて

第1回実行委員会開催のご案内

私たちは、危機的な状況にある日本の労働組合運動を立て直そうと、2013年から6回にわたって、労働運動研究討論集会を開催してきました。新自由主義にもとづく構造改革・規制緩和路線と対決し、憲法が保障する労働基本権を行使してたたかう労働運動を再建することをめざしています。また、最低賃金大幅引き上げキャンペーン、労働契約法20条裁判闘争を担い、今春は「働き方改革」に反対して全国キャラバンを展開してきました。さらに、貧困・格差、差別をなくす立場から、総がかりのたたかいを担ってきました。

沖縄知事選挙では、翁長前知事の遺志を継いだ玉城デニー氏が当選しました。自民党総裁選で3選を果たした安倍首相は、自衛隊を銘記した9条改正をはじめとする憲法改正案を秋の臨時国会で成立させようとしています。2019年は、ベア引上げ目標なしの19春闘、統一地方選挙、新天皇即位、G20大阪開催、参議院選挙、消費税引き上げと課題が目白押しです。朝鮮半島の非核化、朝鮮戦争の終結が実現しようとする動きの中で、平和運動においても、労働現場の闘いにおいても、労働組合の真価が問われようとしています。

私たちは、各単産、各地域のたたかいの情報交換を図りながら、非正規労働者の団結を促進し、正規労働者と非正規労働者、民間労働者と公務労働者が一体となつてたたかう新しい労働運動の創造とその担い手の育成をめざすとともに、労働運動がなにをすべきかを討論するため、第7回労働運動研究討論集会を2019年2月2日（土）、3日（日）の両日、神奈川県箱根町で開催します。

その企画・運営を担う実行委員会を結成するため、下記のとおり第1回実行委員会を開催しますので、ご参加ください。

記

- | | | |
|-------|--|---------|
| 1 日 時 | 2017年11月10日（土） | 14時～17時 |
| 2 場 所 | 日港福会館 2階 会議室
東京都大田区蒲田5-10-2
03-3735-1281 | |
| 3 議 題 | 第7回労働運動研究討論集会の構想について
呼びかけ人の確認ならびに呼びかけ文について
その他 | |